

お知らせ

❖十和田市役所の住所
〒034-8615
十和田市西十二番町6番1号
※土・日曜日、休日は閉庁

❖市ホームページ
<https://www.city.towada.lg.jp/>
QRコードはこちら▶



❖お知らせの表記

申…申込先

問…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

【広報とわだに掲載の各種催しなどについて】

催しなどに参加する場合は、新型コロナウイルス感染症などの状況に応じてマスクを着用したり、事前に各問い合わせ先に確認するなどのご対応をお願いします。

粗大ごみ、大量のごみを出すときはルールを守りましょう

▶粗大ごみ（指定のごみ袋に入らない大きさのごみ）

・ごみの収集場所には出せません。
・まだ使えるものはリサイクルショップを利用しましょう。

▷処理方法（いずれも有料）

・十和田地域広域事務組合へ自己搬入する。

※処理料：10kgごとに20円

・まちづくり支援課で事前申し込みをして収集を依頼する（屋外まで粗大ごみを搬出してください）。

※処理料：120cm以上のもの1,100円、120cm未満のもの550円

・一般廃棄物処理業許可業者へ依頼する。

▶大量のごみ

・収集場所に2、3個ずつ、数回に分けて出しましょう（大量に出すと他の人がごみを捨てられません）。

▷その他の処理方法（いずれも有料）

・十和田地域広域事務組合へ自己搬入する。

※処理料：10kgごとに20円

・一般廃棄物処理業許可業者へ依頼する。

問まちづくり支援課 ☎ 51-6726

十和田地域広域事務組合

☎ 28-2654



固定資産の縦覧・閲覧を受け付けます

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産（土地・家屋・償却資産）課税台帳の閲覧により、固定資産の評価額の比較や固定資産税の課税内容を確認することができます。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間 4月3日(月)～5月31日(水)（土・日曜日、休日を除く）

縦覧できる人 固定資産税の納税者本人、同一世帯家族、納税管理人
※土地のみ課税されている人は土地のみ、家屋のみ課税されている人は家屋のみ縦覧可能です。

■固定資産課税台帳の閲覧

閲覧期間 通年（土・日曜日、休日を除く）

※令和5年度分は4月3日(月)から
閲覧できる人 所有者本人、納税管理人

手数料 300円（4月3日(月)～5月31日(水)は無料）

◆いずれも

受付時間 午前8時30分～午後4時30分

ところ 税務課

必要な物 ▶本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）▶代表者印を押印した申請書または委任状（法人の代表者または委任を受けた代理人が申請する場合）

▶賃貸借契約書など（借地人、借家人など）▶権利を証明する書類など（固定資産を処分する権利を有する人）

問税務課 ☎ 51-6768（土地）、

☎ 51-6769（家屋・償却資産）

暮らし

市・県民税の申告はお早めに

市・県民税の申告期限は、3月15日(水)です。例年期限間近になると会場が混雑しますので、早めに申告を済ませるようお願いします。

申告相談をする場合は、必要書類（収支内訳書など）を、必ず整理・集計して持参ください。整理・集計をしていない場合は、整理・集計後の受け付けとなります。

問税務課 ☎ 51-6766、51-6767

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課広報男女参画係 ☎ 51-6702

「YAHOO! 防災速報」を活用して緊急情報（避難情報など）を配信しています

登録すると、災害時の本市の状況などが自動配信されます

今すぐアプリをダウンロード!



災害の情報をいち早くお知らせ <http://amg.yahoo.co.jp>

十和田市
安全・安心
メール

駒らん情報めーる



十和田市のイベント情報、災害時の避難所の情報、気象情報などをタイムリーに携帯電話やパソコンにお届けするメール配信サービスです。登録は無料です!

★登録方法はこちら!



- ①左のQRコードから空メールを送信
※または anzenjoho@info-towada.jp に空メールを送信
- ②案内メールにしたがって登録